

萌生行政区規約

(目的)

第1条 萌生行政区(以下「区」という)の円滑な運営と区民の義務の平等と安全を確保し、生活、福祉の向上と、区の発展に寄与することを目的とする。

(資格の取得)

第2条 区民の資格は、区内に在住し萌生区世帯表を提出した日から取得する。

(資格の喪失)

第3条 次の各号の一に該当したときは、区民の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 区外へ転出したとき。

(区民の義務)

第4条 区民は、区の円滑な運営と発展のために、平等の義務を負うこととする。

(役員の数)

第5条 区には、行政区を円滑に執行するため、次の役員を置く。

- (1) 区 長 1名
- (2) 副区長 1名
- (3) 区会計 1名
- (4) 評議員 各組代表1名
- (5) 生産組合長 1名
- (6) 監事(市議会議員他) 若干名
- (7) 相談役 1名(前区長)

2 区には、顧問をおくことができる。

(役員会)

第6条 役員会は、区長、副区長、区会計、評議員正副議長、生産組合長、監事、相談役をもって行う。

2 役員会は、区長が必要に応じ召集することができる。

(役員等の職務)

第7条 役員等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 区長は、区を代表し区の事業を総括する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故あるときはこれを代行し、区の庶務を行う。
- (3) 区会計は、区長を補佐し、区の会計を行う。
- (4) 評議員は、評議員会において各種議案を審議し、議決承認する。
また、区長を補佐し、組内の配布物、集金、回覧などを行い、区と住民との意思の疎通を図る。
- (5) 生産組合長は、萌生生産組合を代表し生産組合の事業を総括する。
- (6) 監事は、区に関する会計を監査する。
- (7) 区には、事務員を置くことができる。事務員は副区長及び区会計を補佐し、一般庶務を行うものとする。

(役員の選出)

第8条 区長及び副区長、区会計の選出方法は、評議員と各組班長により無記名で推薦をする。ただし区長には現副区長を推薦する。

- 2 役員のうち区長及び副区長、区会計は、推薦結果で選考し、本人の了解を得た上で評議員会にて決定する。
- 3 推薦事務は、区長を推薦委員長とし、その年の役員を推薦委員とする。
- 4 役員のうち評議員は、各組より選出された人とする。
- 5 役員のうち生産組合長は、苧生生産組合より選出された人とする。
- 6 監事は、みよし市議会議員または市議会議員経験者、評議員会正副議長とする。
- 7 相談役は、前区長とする。
- 8 顧問は、必要に応じ役員会で決定し、区長が任命する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間とする。ただし評議員は2年間とし、評議員の改選を毎年交互に半数ずつ改選するものとする。なお生産組合長は生産組規約による。監事の任期は1年とし、いずれも再選をさまたげない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第8条の規定に準じて選出し、その任期は前任者の残存期間とする。

(区行政機構)

第10条 区長、副区長、区会計を執行部とし、評議員が評議員会を構成する。

- 2 評議員会の正副議長は評議員の中から選出する。

(評議員会の召集)

第11条 評議員会は、区長が召集する。

- 2 評議員会の開催は、評議員の3分の2以上の出席がなければならない。
- 3 評議員会に監事は特別に参加し、生産組合長、相談役は必要により参加するものとする。

(評議員会の議事録並びに議事録署名者)

第12条 区会計と副議長は、議事の経過及び結果を記載した議事録を作成し、議長及び副区長を議事録署名者としこれに記名押印する。

(評議員会の決議)

第13条 議決は評議員会の2分の1以上の賛成を必要とする。なお同数の場合は議長が決するところによる。

(特別委員会の設置と委員の選出)

第14条 区行政区の多用化に対応するために、区には特別委員会を設置することが出来る。

- (1) 社会教育推進委員会
- (2) 苧生地区土地利用審査会
- (3) その他、区長が必要と認めた委員会

- 2 前項各号の委員は別に定める設置要綱に基づくものとする。

(会計)

第15条 区の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までの1年間とする。

(区費及び協力金)

第16条 区は、区民より区費、企業等より協力金を徴収する。

2 一般世帯の区費は、次のとおりとする。

(1) 定住者世帯の区費は年額10,800円(月額900円)

(2) 70歳以上の一人暮らしの世帯、ひとり親の世帯、身体障害者手帳(1級または2級)を所持している方と同居の世帯、療育手帳(A判定またはB判定)を所持している方と同居の世帯で申請のあった世帯、並びに生活保護世帯で申請のあった世帯は年額4,800円

申請は、別紙の『筋生行政区区費減額申請書』を使用する。

(3) 単身世帯(ワンルーム)、社員寮は年額3,000円

3 企業等の協力金は、次のとおりとし算出基準は企業等の敷地面積による。

(1) 敷地面積1,000㎡未満は30,000円以上

(2) 敷地面積1,000㎡以上2,000㎡未満は60,000円以上

(3) 以下、敷地面積1,000㎡加算する毎に30,000円を加算する。

4 区費の徴収は6月、12月の2回とする。ただし共同住宅の1人部屋は6月の年1回とする。又企業等の協力金も年1回を原則とする。

5 区費の基準は、毎年4月1日現在とする。

6 年度途中で転入した人については、月割りとし徴収月にて算出する。又年度途中で操業開始した企業も月割りとし徴収月にて算出する。

(兼職の禁止)

第17条 区長、副区長、区会計、評議員は、職を兼ねることができない。

(雑則)

第18条 この規約に定めなき事項で疑義が生じた時は、区長が提案し評議員会で決定するものとする。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月17日から施行する。

この規約は、平成26年5月18日から施行する。

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。